

平成17年7月11日

コーデックス委員会総会における食品中の
カドミウムの国際基準値の検討結果について

厚生労働省
農林水産省

イタリア（ローマ）で開催された（7月4日～9日）の第28回コーデックス委員会総会において、食品中のカドミウムの国際基準値案の取扱いが検討された。

検討結果の概要及び今後の予定は以下のとおり。

1. 検討結果

総会での検討の結果、以下の取扱いとすることが合意された（別紙参照）。

- ① 小麦、野菜などについては、現行案を国際基準値としてステップ8で最終採択すること
- ② 精米については、原案（0.4 mg/kg(ppm)）を国際基準値案としてステップ5で予備採択した上で、ステップ6に進めて部会で引き続き検討すること
- ③ 海産二枚貝（カキ、ホタテを除いたもの）、頭足類（内臓を除去したもの）については、原案（1.0 mg/kg(ppm)）を国際基準値案としてステップ5で予備採択した上で、ステップ6に進めて部会で引き続き検討すること

2. 今後の予定

精米、海産二枚貝及び頭足類の国際基準値案は、来年4月の食品添加物・汚染物質部会でさらに審議される予定である。

問い合わせ先

厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課

課長 中垣 俊郎（内線 2481）

課長補佐 鷺見 学（内線 2484）

係長 福島 和子（内線 4280）

TEL. 03-5253-1111（代表）

03-3595-2341（直通）

農林水産省消費・安全局農産安全管理課

課長 嘉多山 茂（内線 3100）

調査官 新本 英二（内線 3116）

課長補佐 瀬川 雅裕（内線 3126）

TEL. 03-3502-8111（代表）

03-3502-5968（直通）

(別紙)

今回合意されたカドミウムの基準値及び基準値案

食品群	基準値 (mg/kg)	ステップ ^{注)}	備 考
小麦	0.2	8	
ばれいしょ	0.1	8	皮を剥いたもの
根菜、茎菜	0.1	8	セロリアック、ばれいしょを除く
葉菜	0.2	8	
その他の野菜 (鱗茎類、アブラナ科野菜※、ウリ科果菜、その他果菜)	0.05	8	食用キノコ、トマトを除く

※「アブラナ科野菜」のうち、葉菜で結球しないものについては、「葉菜」に含まれる。

食品群	基準値案 (mg/kg)	ステップ ^{注)}	備 考
精米	0.4	6	
海産二枚貝	1.0	6	カキ、ホタテを除く
頭足類	1.0	6	内臓を除去したもの

注) ステップ（コーデックス規格作成の手続き）について

コーデックス規格（カドミウムの場合は最大基準値）の作成手続きは、以下に示す8つの段階から構成されている。

- ステップ1 総会が規格作成を決定
- ステップ2 事務局が規格原案の手配
- ステップ3 提案された規格原案について各国のコメントを要請
- ステップ4 部会が規格原案を検討
- ステップ5 規格原案について各国のコメントを要請。そのコメントに基づき、総会が規格原案の採択を検討
- ステップ6 規格案について各国のコメントを要請
- ステップ7 部会が規格案を検討
- ステップ8 規格案について各国のコメントを要請。そのコメントに基づき、総会が規格案を検討し、コーデックス規格として採択

(参考) これまでの経緯

- 1 国際的な食品規格設定の場であるコーデックス委員会（国際食品規格委員会）において、食品中のカドミウムの基準値が検討されている。**
- 2 平成 10 年 3 月に開催された第 30 回コーデックス委員会食品添加物・汚染物質部会（CCFAC）において、予備的な原案が提案され、これ以降審議が続けられている。**
- 3 平成 16 年 7 月に開催された第 27 回コーデックス委員会総会において、①精米については原案（0.4 ppm）でステップ 3 とし、部会でさらに検討する、②小麦、野菜などについてはステップ 5 で予備採択し、ステップ 6 に進めて引き続き検討することが合意された。**

また、総会は、FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議（JECFA）が平成 17 年 2 月に実施する摂取量評価の結果を十分に考慮するよう部会に要請した。
- 4 平成 17 年 2 月に開催された JECFA は、コーデックス委員会で国際基準値が検討されている各品目について、現行の基準値案とその上下の値を設定した場合の影響等について議論し、その結果、いずれの値を設定したとしても、総カドミウム摂取量の変化はほとんどなく、人の健康上のリスクの観点からもほとんど影響がないと結論した。**
- 5 平成 17 年 4 月に開催された第 37 回 CCFAC では、①小麦、野菜などについては現行案をステップ 8 で最終採択すること、②精米については原案（0.4 ppm）をステップ 5 で予備採択すること、③軟体動物については「海産二枚貝（カキ、ホタテを除く）」及び「頭足類（内臓を除去したもの）」に定義を明確化した上で原案（1.0 ppm）をステップ 5 で予備採択することを、総会に諮ることが合意された。**